

新しいガス市場規制のあり方に関する提案 意見の概要 (案)

(本資料は、ガス市場整備基本問題研究会のプロポーザル・セッション(第2回～第5回)において、プレゼンテーション、討議の際に委員等から表明された提案、意見等を整理したものであり、議論の方向性を示すものではない。)

1. ガス市場制度の基本理念・基本原則

(1) 基本理念

- ◆ 一般ガス事業、簡易ガス事業、LPガス販売事業のガス体エネルギー産業を一体として捉え、エネルギー選択において需要家の意向が最優先される競争市場を実現すべき。(伊藤日本LPガス連合会会長)
- ◆ 制度改革の基本理念は、エネルギー市場全体での公平・公正な競争条件を整備し、天然ガスの利用拡大と設備稼働率向上を促進させ、企業の創意工夫を發揮できる制度設計の下、消費者の総合的利益の拡大を前提とした自由化範囲の拡大を行うこと。(有本大阪ガス(株)副社長)
- ◆ 自由化の意義と目標は、「ガス需要の喚起、新技術・システムの開発導入、経営効率化のため、新規参入と消費者選択を拡大し、市場及び産業構造の集約化を図る」こと。(末次アジア太平洋フォーラム代表幹事)
- ◆ 国内競争を促進し、全国のガスインフラの統合を促す規制改革を行うことで、グローバルなLNG市場構造を改革する機会を獲得すること。(J.P. ハール エン・ジャパン(株)社長)
- ◆ 将来の理念は、市場に焦点をおき、複数の供給選択に基づく多様なサービスと価格設定を実現するとともに、産業の再編や新規参入による柔軟な供給システムを構築すること。(J.P. ハール エン・ジャパン(株)社長)

(2) 誰のための規制改革なのか

- ◆ 制度改革の目的は「消費者の総合的な利益を拡大すること」。すなわち、供給や料金の安定性、保安の確保等の公益性の向上と、料金水準の低下などの効率性の向上を両立させること。公益性に配慮しつつ、競争市場において料金値下げを加速すること。(有本大阪ガス(株)副社長)
- ◆ 究極の目的は、低廉かつ安定な価格、選択肢の拡大、安定供給、安全の確保、取扱いの公平、環境の保全等ガス供給に係る品質の側面まで含むトー

タルの消費者利益の増大。(草野東京ガス(株)常務取締役、合田(社)日本ガス協会副会長)

- ◆ 市場開放のための市場整備ではなく、消費者利益をどれだけ拡大できるのかという視点から改革をするのが大前提。ただ安ければいいというのではなく、欧米との国民性の違い、資源の有無、保安水準、価格の安定性等を重視すべき。(草野東京ガス(株)常務取締役)
- ◆ 自由化の最終的な目的は、いかにして消費者利益の増大につなげていくかであり、保安や雇用対策を錦の御旗に非効率を温存してはならない。なお、株主価値の増大と自由化の目的とは無関係。(八田東京大学教授)
- ◆ 市場に一定の形を強制するのではなく、顧客や市場のニーズに応じてリスクをマネジし、最適解を提供するのが企業の役割。日本でもガス会社がこれを決めるのではなく、日本の顧客により多くの選択肢を与えることであり、選択肢を与えられるような状況を作ること。(J.P.ハール エン・ジャパン(株)社長)
- ◆ 都市ガス会社は伝統的な公益事業会社の殻を破り、時価総額を最大化する経営モデルへの転換が必要ではないか。現状のままの自由化では日本のガス会社は国際的な資本市場の中で生き残るのは困難。自由化過程では「攻めるも守るも株価次第」であり、今すぐにでも株主価値を高める政策を行うべき。(橋本野村証券(株)金融研究所シニアアナリスト)

(3) 制度改革の進め方はどうあるべきか

- ◆ 現在までの規制緩和の状況を十分評価するとともに、欧米におけるその光と陰を分析した上で、我が国固有の事情を考慮した制度設計を行うべき。(合田(社)日本ガス協会副会長)
- ◆ 制度改革を進めるに当たって、これまでの制度改革の結果を評価し、そのメリット、デメリットを明確にすることが重要ではないか。(井手慶応大学教授)
- ◆ 資源小国日本においては、供給の安定性を基礎とした競争政策に関する制度設計を行うべきであり、試行錯誤的な制度整備を行うべきではない。(草野東京ガス(株)常務取締役)
- ◆ 競争の弊害が、結果として一般家庭需要家にしわ寄せされないよう、競争促進と公益性の両立を図った制度設計を行うべき。(山下武陽ガス(株)社長)
- ◆ 消費者利益の増進が重要であり、情報公開等により、料金や安全性について、国民が正しい理解を得られるような形で進めるべき。(小熊日本生協連合会政策企画部長)
- ◆ 現行制度との整合性・継続性を基本とし、あわせて雇用政策・雇用対策もセットで考える必要あり。(田嶋ガス労連中央執行委員長)
- ◆ 10年後のグランドデザインを描くためには、現在のしがらみから離れて

制度設計を行い、その後に現行制度との整合性をチェックし、必要があれば修正していく方法が必要。(八田東京大学教授)

- ◆ LNG 調達・卸の自由化と輸送設備のアクセス規制は、小売部門の自由化と一体で行うべき。小売部門の自由化が不十分な場合、小売業者の安価な原料調達へのインセンティブが小さく、上流部門の競争が発展しない。(古城上智大学教授)

2.パイプライン整備及び利用規制のあり方

(1)パイプライン整備の重要性

- ◆ 自由競争を原則とした広域にわたるガス市場の構築には、供給基盤たる国内パイプライン網の整備が不可欠。(國府帝国石油(株)専務取締役)
- ◆ 中小ガス事業者の卸調達の選択機会を拡大し、コスト低減を図るため、国内のパイプライン網などガス供給インフラの整備を関係者の努力、国の適切な支援によって推進すべき。(山下武陽ガス(株)社長)
- ◆ パイプラインの重要性は理解するが、それ一辺倒ではなく個々のエネルギー特性を活かして、費用対効果が図られた議論が必要。(手嶋(社)全国 LP ガス卸売協会業務委員長)

(2)パイプライン建設促進のための支援措置

- ◆ パイプライン整備のインセンティブを付与するため、我が国特有の制度的障害(道路等占有・使用規制、手続きの煩雑さ等)を見直し、建設主体によって異なる保安規制(ガス事業法、鉱山保安法、高圧ガス保安法)を一元化すべき。(國府帝国石油(株)専務取締役)
- ◆ 自己責任による保安実施という観点から、パイプライン技術基準の柔軟性を高め、敷設コストを欧米並まで低減を図るべき。(黒田石油資源開発(株)副社長、草野東京ガス(株)専務取締役)
- ◆ 長距離パイプラインの実現に向けて、非都市ガス事業者のものであっても適切な事業報酬の下でのオープンアクセスを義務づける一方で、優先的土地利用を認める法整備や公益特権の付与等を行うべき。(黒田石油資源開発(株)副社長)
- ◆ 基幹パイプライン建設を促進するため、ライトオブウェイの適用などの支援措置が必要だが、パイプラインが新たなビジネスチャンスとなることを考慮すれば、民間主導で行うことが望ましい。(末次アシア太平洋フォーラム代表幹事)

(3)オープンアクセスの条件

- ◆ パイプライン投資は、長期的な潜在需要に対し、容量に余力をもって先行

的に行うリスクの高い事業。リスクに対する報酬として、建設直後からオープンアクセスを認めるのではなく、一定期間の独占を認め、その後の託送料金も投資リスクの回収を考慮したものであることが必要。(國府帝国石油(株)専務取締役)

- ◆ パイプラインは、ガス販売手段として自社のガス生産から販売の収益まで含めたトータルな収益でコスト回収を行っており、単にガス輸送を行うのみでは採算が採れるものではない。(國府帝国石油(株)専務取締役)
- ◆ パイプライン事業への投資を促進するため、建設後の一定年限の独占を認める等のインセンティブ措置が必要ではないか。事業戦略に基づき先行投資を行ったパイプライン事業において、余力があるからといって新設と同時にオープンアクセス義務を課せば投資意欲が減退するのではないか。(掛札日石三菱(株)副社長)
- ◆ 第三者アクセスは当然あるべきだが、適正な報酬率で投資リスクをカバーする制度設計が必要。(草野東京ガス(株)常務取締役)
- ◆ 接続供給料金にはインフラ形成投資や市場参加者全体の利益につながるような技術開発投資に対する適切なリターンを織り込むべき。(有本大阪ガス(株)副社長)
- ◆ 建設直後からオープンアクセスがあったとしても、投資報酬に見合う導管利用料が確保されれば、コスト回収は十分可能ではないか。(山内一橋大学教授)
- ◆ 自由化は設備利用ベースでの参入であることから、利用需要が安定し、適正な接続料金が回収され、パイプライン利用者による一定のコミットメントがあれば、たとえ自社のガスが販売できないとしても、設備形成(導管網の整備) 自体は進むのではないか。(古城上智大学教授)
- ◆ オープンアクセスに際しては、ストランディッドコスト発生時の救済措置、EUの事例にある排他的使用期間の設定や供給義務・テイクオアペイ契約を理由とするアクセス拒否等のインセンティブ措置を講ずるべき。(末次アシア太平洋フォーラム代表幹事)
- ◆ 規制緩和の初期段階において、ストランディッドコストを負担すべきところがあれば、既存事業者と平等な範囲で、新規事業者としてこれを負担する用意はある。(J . P . ハール イン・ジャパン(株)社長)
- ◆ LNG 基地・輸送・配給の各段階においてオープンアクセス規制を行うことが、市場参入者を増やし、競争を促進させるために重要。いずれもキャパシティの開放が、既存設備の最適利用を促進する重要な手段。(J . P . ハール イン・ジャパン(株)社長)
- ◆ 競争的に建設される LNG 基地やパイプラインに対しては、その建設にインセンティブを与えるため、既存独占の LNG 基地やパイプライン並の規制(イコールアクセスと合理的料金水準規制) は差し控え、イコールアク

セス規制のみとしたり、イコールアクセス義務の範囲を一定割合に限定することも必要。(古城上智大学教授)

- ◆ エssenシャルファシリティについては、公平なアクセス条件、適正な報酬率を確保した利用料金の設定、区分経理、設備余力の開示等によりオープンアクセスを確保すべきではないか。(山谷東洋大学教授)
- ◆ ネットワークも多額の初期投資が必要である。自由化により需要の不確実性が増すことから、パイプライン整備インセンティブを付与する制度設計が必要である。(合田(社)日本ガス協会副会長)

(4) オープンアクセスの範囲

- ◆ 電力会社が保有するパイプラインは火力発電所と LNG 基地を直結した発電所の延長線上にあるものであり、第三者アクセスにはもともとなじまないのではないか。(殿塚電気事業連合会専務理事)
- ◆ 家庭用及び小規模業務用以外の自由化を前提とすれば、低圧導管まで第三者アクセスの対象とすべき。また、電力会社や国産天然ガス会社のパイプラインについても、一定配慮は必要なものの基本的に第三者アクセスの対象。(草野東京ガス(株)常務取締役)
- ◆ パイプラインは適用法規の違い、大口や卸といった用途の違い、所有する事業者の違いに拘わらず、第三者アクセスを認めることで、ガス市場の活性化を図るべき。(草野東京ガス(株)常務取締役)
- ◆ ガス体市場の競争基盤を確立し、その活性化を図るため、各ガス体エネルギー産業が所有する設備を相互に利用できる制度を確立すべき。(伊藤日本 LP ガス連合会会長)

3. ガス・ターミナルのオープンアクセスの可否について

< 基地所有者の自主的取組により対応すべきとの意見 >

- ◆ LNG 基地は基本的には誰でも建設可能であり、法律による義務的なオープンアクセスには反対。(合田(社)日本ガス協会副会長)
- ◆ LNG 基地の開放は当事者間交渉によるものとすべき。基地の運用は、受入タンクや入船計画の調整が複雑であり、regulated なオープンをしている欧州の事例でも相対交渉で行われている実態があることから、当事者間の契約交渉をもたないと実際の運用は困難。(有本大阪ガス(株)副社長)
- ◆ LNG 基地は、建設に関する法的規制は保安規制を除き存在せず、パイプラインに接続しやすい需要集積地への立地が確保されれば誰でも建設可能であり、ガス事業参入に際してのボトルネック性はなく、法的規制による開放は不要。(草野東京ガス(株)常務取締役)

< 規制によるオープンアクセスに積極的な意見 >

- ◆ 中小都市ガス事業者が卸調達の選択余地を拡大するためには、LNG タンクの開放が必要ではないか。(橋本野村証券(株)金融研究所シニアリスト)
- ◆ 段階論はあるが、ガス、電力専用ターミナル等全ての基地を類型化し、類型毎のアクセス条件を整理することで、最終的にはすべての基地の無差別アクセスを保証すべき。基本的には、基地所有者と利用者が価格条件を交渉する「交渉アクセス方式」とし、キャパシティ不足等の際の拒否要件等をルール化し、透明性を確保してはどうか。(末次アジア太平洋フォーラム代表幹事)
- ◆ 日本は国内市場の自由化により、相互主義に基づく第三国市場への参入の基盤を構築すべきでないか。例えば、外国企業の我が国の LNG 基地、パイプラインに対するオープンアクセスを認める場合には、参入者側の国への同様の施設への我が国エネルギー企業のアクセスも認める等。(末次アジア太平洋フォーラム代表幹事)
- ◆ 既存 LNG 基地については、競争的 LNG 基地が利用可能になるまでの段階は、イコールアクセスと合理的アクセス料金水準の規制の下、大手中小を問わず無差別にアクセス権を保証すべき。(古城上智大学教授)
- ◆ 競争的に建設される LNG 基地やパイプラインに対しては、その建設にインセンティブを与えるため、既存独占の LNG 基地やパイプライン並の規制(イコールアクセスと合理的料金水準規制)は差し控え、イコールアクセス規制のみとしたり、イコールアクセス義務の範囲を一定割合に限定することも必要。(古城上智大学教授)
- ◆ LNG 基地はエッセンシャルファシリティ性が強いのではないか。地方で中小 LNG 基地建設の事例があるとしても、例えば都市部の空港ように、大きな需要を有し、混雑が発生している地域においては誰もが建設可能なわけではないのではないか。(山谷東洋大学教授)
- ◆ LNG 基地・輸送・配給の各段階においてオープンアクセス規制を行うことが、市場参入者を増やし、競争を促進させるために重要。いずれもキャパシティの開放が、既存設備の最適利用を促進する重要な手段。日本では、独占企業による余剰基地能力があり、その分を顧客が負担しているので、これを開放し、稼働率を引き上げることで、消費者にそのメリットを還元できる。(J.P.ハール エンソ・ジャパン(株)社長)
- ◆ LPG 基地もエッセンシャルファシリティとしてのステータスを有しているのではないか。(山谷東洋大学教授)

< その他の意見 >

- ◆ LNG 基地のボトルネック性は、土地収用、建設に要する時間等を踏まえ

て判断する必要あり。新たな市場参加者との関係で実際にボトルネックになっているか否かを技術的・制度的・経済的な観点からケース毎に判断すべき。(佐藤甲南大学教授)

- ◆ LNG基地の開放については、年間LNG使用量3万m³程度の事業者が強く働きかける立場にない。事業者としては、安く購入し、安く販売することを基本にしており、これができることが望ましい。(山下武陽ガス(株)社長)
- ◆ もしLNG基地を開放することが前提であるならば、その時の条件として、競争的な基地建設を促進する観点からは、新たな基地建設や投資に対しコミットしないフリーライダーのような事業者からのアクセスを拒否するような制度も検討することは可能ではないか。(井手慶應大学教授)

4.卸売事業制度

- ◆ 現在の小売託送(大口供給)に加え、卸市場の活性化を図り、卸供給を受ける中小一般ガス事業者の選択肢の拡大を図るためにも、パイプライン網の整備を進めるとともに、卸託送制度を導入すべき。併せて、卸供給源の多様化により、卸供給事業者による優越的地位乱用の蓋然性が低下することから、現行の届け出等の規制を撤廃すべきでないか。(草野東京ガス(株)常務取締役、有本大阪ガス(株)副社長)
- ◆ 原料の調達コストの削減や卸マージンの縮小のインセンティブが働くためには、卸託送制度が必要。(古城上智大学教授)

5.小売分野における規制

(1)内々価格差/内外価格差

- ◆ 日本のガス料金が欧米に比較して高い原因としては、原料がLNGであること、需要家一人当たりのガス消費量が少ないこと、高い保安水準を維持していること、工事の際の道路規制の煩雑さなどがある。また、需要家一人当たりのガス消費量が少ない原因はセントラルヒーティングの普及率の違いと考えられる。(合田(社)日本ガス協会副会長)
- ◆ 韓国との価格差については、労働賃金、土地代、インフラコスト、技術面の規制等の違いが要因として考えられるのではないか。(クリストファー・ガナー シェルガス&パワー・ジャパン(株)社長)
- ◆ 日本のガスコストは、陸揚げ時にはアジア諸国と同水準でありながら、最終ユーザーに販売する段階では非常に高くなっているのではないか。(J.P.ハール エンロン・ジャパン(株)社長)
- ◆ 欧米よりも需要家一人当たりの消費量が少ないことがガス料金の高さの

- 原因とするのは説得力に欠けるのではないか。(八田東京大学教授)
- ◆ 需要家一人当たりの消費量が低いのは、ガス料金が高いからだとも考えることもできるのではないか。(小熊日本生協連合会政策企画部長)
 - ◆ LP 業界も含め、価格情報の公開が行政の場で議論になること自体がガス市場が自由で公正な市場でないことの証左。内々価格差については、地域間格差と同時に同一生活圏内での格差も問題ではないか。(小熊日本生協連合会政策企画部長)

(2) 小売自由化の範囲

- ◆ 家庭用需要家保護の観点から、その価格交渉力を補完する料金規制が行われるべきであり、その前提として供給区域を設定し、供給義務を課すことが必要。(合田(社)日本ガス協会副会長)
- ◆ 小売段階では、供給区域を前提とし、ユニバーサルサービスを適正に実施しうる範囲で競争環境整備をすべき。拙速な小売全面自由化は、新規参入者のクリームスキミングの結果、社会的弱者へのしわ寄せ、保安水準の低下を招き、消費者利益を阻害するおそれあり。(山下武陽ガス(株)社長)
- ◆ 中小都市ガス事業者が、地域において、長期の設備投資計画に基づき効率的な導管網整備を行う観点から、供給区域を存続させる意義は大。(山下武陽ガス(株)社長)
- ◆ 消費者による主体的なエネルギー選択が可能な条件整備を行うとともに、消費者の自己責任についての基本的考え方の整理が必要。消費者が選択できないのであれば同一生活圏内は同一料金であるべき。(小熊日本生協連合会政策企画部長)
- ◆ 業務用・産業用市場は、公正・公平な競争導入の仕組みが確保されること、テイクオアペイの発動やストランディッドコストが発生した場合の救済措置が設定されることを前提に自由化するとともに、家庭用の自由化は当面見送るべき。(有本大阪ガス(株)副社長)
- ◆ 家庭用と小規模業務用需要を除く全ての需要(全需要量の60%程度)において段階的に競争条件の整備を図り、自由化すべき。(草野東京ガス(株)常務取締役)
- ◆ 大口自由化範囲を相当程度(例えば1万m³以上)まで拡大し、コア需要家に対しては料金、供給安定性の確保の観点からの保護を行いつつ、アグリゲーターによる販売を自由化してはどうか。(佐藤甲南大学教授)
- ◆ 競争導入による価格低廉化、需要家選択の機会の拡大、一般ガス事業者間の区域内競争の活発化の観点から、区域内への大口供給参入規制の緩和を検討すべき。(山谷東洋大学教授)

- ◆ 自由化は、パイプライン網が既に存在し、供給源の多様化が可能な関東圏、関西圏などその効果が発揮されるエリアから段階的に行ってはどうか。
(坂本(財)日本エネルギー経済研究所理事長)

(3) 料金規制のあり方等

- ◆ エネルギー選択が容易でなく、価格交渉力を有さない家庭用需要家については、プライスカップ方式による緩やかな料金規制が必要ではないか。
(山谷東洋大学教授)
- ◆ 規制コストを削減しつつ、家庭用等の小規模需要家の利益を保全する観点から、たとえばプライスカップ制の導入を本格的に検討してはどうか。
(草野東京ガス(株)常務取締役)
- ◆ ユニバーサル供給やラストリゾートの確保のため、小口小売供給の競争によって、導管網や安全コスト面で発生するスタンディッドコストをインフラ利用者にアクセスチャージとして課してはどうか。また、アクセスチャージは、共通基金化し、配給管網等を整備する小口小売事業者にリファンドしてはどうか。(末次アジア太平洋フォーラム代表幹事)

6. 簡易ガス事業 / LP事業との関係

- ◆ 現行の一般ガス、簡易ガスの区分を変更し、ガス事業を需要家数に応じて(例えば、70 個未満、70～5万個、5万個以上)に区分し、一法律のもとで適切な規制を行うべき。(米田(社)日本簡易ガス協会副会長)
- ◆ 一般ガス事業と簡易ガス事業は、地域拡大性、原料の違いによる供給特性、料金変更等の際の規制レベル等が異なるため、この実態が変わらない限り一体規制は困難ではないか。(合田(社)日本ガス協会副会長)
- ◆ 70 件以上を簡易ガス事業とし、その下をLPガスとした区分が、消費者にとっていかなる利益となっているかについて検証する必要があるのではないか。(兵頭主婦連合会参与)
- ◆ 70 件という数字は、政治的解決の結果だが、今に至ってその意義について業界、研究会で検討する必要があるのではないか。(伊藤日本LPガス連合会会長)
- ◆ 簡易ガス事業の原料はLPガスに限定する必然性はなく、需要家利益を考慮し、事業者として採算が確保できれば、簡易ガス事業のまま天然ガスを利用できるようにすべき。(米田(社)日本簡易ガス協会副会長)
- ◆ 中小一般ガス事業者においても、コスト軽減の観点から、熱量調整をしないLPガスのストレート供給を選択できるようにすべき。(手嶋(社)全国LPガス卸売協会業務委員長)

- ◆ 簡易ガス事業も需要家の選択肢の拡大に対応するため、LP及び天然ガスの卸供給及び接続供給を可能とすべき。(手嶋(社)全国LPガス卸売協会業務委員長、米田(社)日本簡易ガス協会副会長)
- ◆ (簡易ガス事業が天然ガスの卸供給や接続供給を将来的に行うのであれば、)今後、一般ガス事業の小売自由化範囲が拡大され、将来的に低压導管まで開放された場合には、簡易ガス事業の導管もイコールフットィングで開放することが必要ではないか。(井手慶応大学教授)
- ◆ 消費者にとっては、LPガスも天然ガスもガスということでは区別がないため、両方の規制の実態を比較して、互いのいいところを採用しながら、規制緩和を進めていく方法があるのではないか。(兵頭主婦連合会参与)

7.安定供給/供給リスクへの対応

(1)天然ガスの備蓄

- ◆ ガスの輸入及び販売に関わる企業は一定量のガス備蓄を義務的に保有するという制度としてはどうか。義務的備蓄が新規参入に対する参入障壁になるとの見方もあるが、国内に資源のない日本のようなマーケットでは、安全保障措置としての一定のストック義務は国際的にも許容されるのではないか。(末次アジア太平洋フォーラム代表幹事)
- ◆ 設備過剰感の強い我が国では、市場原理を活用した事業の効率化が必要だが、一方で加州では、価格競争に勝ち抜くために設備投資を抑制し、在庫水準を下げ、リスクミニマイズすることで市場原理に対応し、その結果供給予備力の低下を招いた。このようにストランディッドコストの対象となる設備が市場から退出したときにどのようなインセンティブをもって供給余力を維持させるかは重要なポイント。また、市場が投機的な動きに攪乱されにくい直物市場をいかに形成するかが重要。(坂本(財)日本I初年-経済研究所理事長)
- ◆ 自由化に伴う供給余力の減少に対応し、市場を適正に機能させるため、供給クッションとして市場参加者に一定水準の供給余力(LNG 備蓄)を義務化すべきではないか。長期契約が必ずしもセキュリティを保証するとは限らず、スポット市場からの調達による多様性や一定の備蓄の存在が、結果的には長期契約の安定性を高めるのではないか。(坂本(財)日本I初年-経済研究所理事長)
- ◆ 長期契約や備蓄などの組み合わせにより、需要の大きさに応じた供給予備力を確保させる規制上の手当をし、その手当に対する報償を与えるべき。また、供給予備力を効率的に確保するため、最も低コストでそれを供給できる事業者が予備力を保有・供給し、他の小売等事業者は緊急時供給権を購入できる仕組みが望ましい。(古城上智大学教授)

- ◆ 備蓄は短期的な供給中断に対応するものであり、長期契約に基づく供給力の確保とは本質的に役割が異なることを認識すべき。(合田(社)日本ガス協会副会長)
- ◆ 中東依存度 80%の石油・LPG と異なり、LNG の中東依存度は 18%と供給安定性の高いエネルギーであるため、現状において備蓄義務がないという点を考慮して、備蓄義務のあり方について検討すべきではないか。(有本大阪ガス(株)副社長)

(2) 自由化が上流分野や設備投資に与える影響

- ◆ 有形固定資産比率の高い電気・ガス事業では、投資の不確実性が設備投資を抑制し、供給不足を生ずる可能性あり。供給不足は消費者の容認できる限界以上の価格変動を引き起こす場合あり。(合田(社)日本ガス協会副会長)
- ◆ 小売自由化による需要の不確実性の増大により、日本向け LNG の長期契約を困難にし、将来の供給力を不足させるおそれあり。(合田(社)日本ガス協会副会長)
- ◆ スポット市場からの調達は短期的対応に過ぎず、LNG プロジェクトの立ち上げに 10 年程度の長いリードタイムが必要であることに鑑みて、中長期の需給ギャップは長期契約によって確保するのが適当ではないか。(合田(社)日本ガス協会副会長)
- ◆ 供給遮断がないよう長期契約を重視するのは当然だが、加州の例をもって自由化のデメリットを論ずるには無理がある。長期契約と自由化を併存させる仕組みが必要。(八田東京大学教授)
- ◆ 自由化により確実な需要が見込めず、新規プロジェクト立ち上げや LNG プロジェクトへの長期コミットができず、安定調達は難しくなる。需要ならびに投資回収の不確実性が高まり、設備投資が進まず供給力不足が発生するおそれがある。自由化の進展で、調達側の契約は短期化し、価格は契約時の需給に左右され乱高下が避けられない。(有本大阪ガス(株)副社長)
- ◆ 事業者は、規制緩和による需要脱落に伴うテイクオアペイの発生リスクを回避する観点から、短期契約指向を強め、結果、長期かつ安定した需要を前提とした LNG プロジェクトの開発を抑制し、供給安定性を低下させるおそれがあるのではないか。加えて、事業者の設備や在庫水準の削減による合理化の結果、供給力が減少し、価格不安定性の増大や供給支障のおそれがあるのではないか。(草野東京ガス(株)常務取締役)
- ◆ スポット取引は市場全体の 5%に過ぎず、初期投資額、資金調達の安定性を考えると、石油のようなコモディティ化は考えにくく、価格の安定性も損なわれる可能性が高い。これに対し、テイクオアペイは安定性を担保する有効な手法であり、日本の場合、あまりスポット契約に依存しすぎるべ

きではない。適切なバランスが取れば、ガス事業も拡大し、適切な種類の投資収益が高まる。(クリストファー・ガナー シェルガス&パワー・ジャパン(株)社長)

- ◆ 将来における天然ガスの需要拡大が確実に見込まれる供給パターンの場合には、投資家にとっても、たとえリスクはあってもプラスサムゲームとなることから、必ずしもテイクオアペイを必要としないのではないか。(坂本(財)日本エネルギー経済研究所理事長)
- ◆ シェル社はこれまでもグローバルな市場環境の変化に対応し、その都度新たなリスクヘッジの手法を編み出しながら上流への投資を続けているいわばチャンピオンであり、競争を進めると上流の投資が怪しくなるとの見解を強調し過ぎるのは誤解を招きかねないのではないか。(末次アジア太平洋フォーラム代表幹事)
- ◆ 需要家が安定供給に対しどの程度のコストを支払う用意があるのかも顧客の選択の一つ。重要なことは、果たして顧客が長期契約供給を必要としているのかも含め顧客が何を必要としているかであり、顧客がより良いサービス享受し、それに対しどの程度のリスクを負う用意があるかにある。(J.P.ハール エンソ・ジャパン(株)社長)

8.各チェーン相互間の関係

- ◆ ガス事業者の一貫体制の下に、ガス料金の低廉化はもとより、安定供給、保安、サービスも含めた消費者利益の最大化に資する制度設計が必要。(合田(社)日本ガス協会副会長)
- ◆ 一般ガス事業者が、製造・供給・販売・保安・消費者サービスを一貫体制で行うか否かは、経営資源を有効活用する観点からも事業者の判断に委ねるべき。(山下武陽ガス(株)社長)
- ◆ 企業分割は企業が納得の上で行われない場合、財産権の侵害となるおそれあり。米のパイプライン会社の企業分割も、公正な競争条件実現のための規制見直しを受け入れる一方で、テイクオアペイ債務の転嫁を可能とするというバーター交渉の中で納得ずくで行ったもの。(山谷東洋大学教授)
- ◆ 競争上の公平性や料金の透明性を確保する観点からは、ネットワーク部門の会計分離とその公表及び情報遮断措置によって対応可能。上流がメジャーに押さえられている中で、企業の交渉力を確保するためには、市場支配力、資本力の点でもそれほど強力ではない都市ガス事業者を企業分割することは適当ではない。(有本大阪ガス(株)副社長)
- ◆ 企業分割によって、消費者レベルでの効率化インセンティブが中流以上に遡らなくなる可能性あり。(有本大阪ガス(株)副社長)
- ◆ 不公正競争の懸念に対しては、ファイアウォールを設け、会計分離を採用

し、情報公開を適切に実施することで払拭可能。垂直統合は、取引費用の節約や情報不足による不確実性の解消、投資インセンティブの維持、管理部門の共有や資材の一括購入等範囲の経済性が発揮できる企業形態であり、だからこそこれまで安定かつ低廉な料金や、高い保安水準、安定供給のための設備形成が実現できた。(草野東京ガス(株)常務取締役)

- ◆ 公正競争確保観点から、アンバンドリングは将来の必然的な選択ではないか。どのような形態のアンバンドリングを採用するかは、新規参入の容易性、適切性、既存事業者の利益、市場のパフォーマンスによって選択すればいい。(坂本(財)日本I社¹ -経済研究所理事長)
- ◆ 事業者の反発はもちろんあるにしても、公正な競争の下インフラを効率的に利用するという国民経済的な観点から企業分割が必要だとは考えられないか。(八田東京大学教授)
- ◆ 企業分割は時価総額を最大化するための手段であり、それ自体が目的ではない。消費者の選択の自由と同様に事業者による事業の選択の自由を実現する手段がアンバンドリング。これによって自分の強みのある分野に経営資源を投入していくことが可能となる。(橋本野村証券(株)金融研究所シニアアナリスト)
- ◆ オープンアクセスの透明性と納得性を担保するためには、区分経理は必要条件に過ぎない。管理会計の延長線上にある区分経理では、コスト配賦の恣意性を排除できないし、開放したくない部分(下流部門)にコストを寄せる弊害があるため、企業分割が必要ではないか。(橋本野村証券(株)金融研究所シニアアナリスト)
- ◆ 内部補助を防止し、公正競争を確保する観点からは、会計分離は最低限必要なこと。透明性の確保がされなければ、市場参入者は投資判断が困難となり、結果として新たなインフラ整備も進展しない。(J・P・ホールディング・ジャパン(株)社長)

9.自由化が保安面に与える影響

- ◆ 保安は家庭用顧客にとって最大の問題だが、これまで、ガス事業者が消費者資産に対する保安責任までカバーしたことで、消費者の保安意識にかかわらず均一かつ高い保安レベルが達成されている点を重視すべき。(草野東京ガス(株)常務取締役、有本大阪ガス(株)副社長)
- ◆ 保安コスト低減の観点から、保安点検の委託を可能とし、消費者が選択する制度を導入したり、ガス内管工事等に資格制度を整備する等により一層オープン化してはどうか。(草野東京ガス(株)常務取締役)
- ◆ 最終的に消費者利益につながる事が重要であり、保安を錦の御旗に非効率を温存してはならない。(八田東京大学教授)

- ◆ 安全は事業者の最低限の責任であり前提的問題。(小熊日本生協連合会政策企画部長)
- ◆ 高齢化社会に向け、保安の自己責任にも限界があるので、自由化の流れにあっても、定期的な保安点検を義務づけるなど事業者に対する一定のルールを整備すべき。(兵頭主婦連合会参与)
- ◆ 新たな理念に基づく保安体制を 2010 年までに構築することになっており、新しいガス市場改革が保安にどのような影響をもたらすかについては別途検討の場を設けて十分な議論が必要ではないか。(秋田東京大学名誉教授)
- ◆ 消費者はガス事業者が消費者の保安に関与することを期待している。各自業者はそれに応え、欧米に比して高い安全レベルを実現している。今後とも経年管対策、業務用需要家対策の強化、安全型設備・機器開発等の課題に、製造・供給・販売すべての分野が一体となり、保安向上に係わるノウハウ・マンパワーを有機的、効率的、タイムリーに対応できる事業体制の構築が必要である。(合田(社)日本ガス協会副会長)

10. エネルギー市場全体の公正競争の確保

- ◆ エネルギー市場間で新規参入の容易さが異なる (LNG や LNG 設備を有するプレーヤーの天然ガス市場への参入は圧倒的有利) ため、ガス市場を自由化した場合、相互参入が進まず、エネルギー市場全体での公平・公正な競争原理が機能しないのではないか。(有本大阪ガス株副社長)
- ◆ 市場における公正競争の確保、機会均等の観点から、競争におけるイコールフットイングが確保されるべき。(草野東京ガス株常務取締役)
- ◆ 電力とガスの相互参入の適正性を確保するための知恵が必要ではないか。(末次アシア太平洋フォーラム代表幹事)
- ◆ 電力会社が LNG の電力用供給とガス卸・小売供給を行う場合は、機能分離や会計分離などの内部補助防止措置を明確化すべきではないか。(末次アシア太平洋フォーラム代表幹事)
- ◆ ガスと石油のイコールフットイングの視点も必要。石油は備蓄義務や税制面での大きな負担を負う中、ガスの大口自由化により石油需要がガス転換されていることを留意すべき。(掛札日石三菱株副社長)
- ◆ 効率的なものが市場から排除されないためにも、これからの市場整備においては、イコールフットイングは重要な概念。(佐藤甲南大学教授)

11. その他の視点

(1) 天然ガスの需要拡大

- ◆ プラスサムの競争市場とするため、家庭用コジェネを始め天然ガス利用技術の開発余力を企業に残し、分散型電源普及のためのルール作りを行うことが不可欠。(有本大阪ガス㈱副社長)
- ◆ 天然ガスコジェネ、MGT、燃料電池等の分散型電源やガス冷房、天然ガス自動車などの技術開発など天然ガス需要拡大に対する支援策が必要ではないか。(草野東京ガス㈱常務取締役)
- ◆ 国は、自由化の過程で発生する様々な課題を踏まえ、MGT、燃料電池等の新技術開発、天然ガス自動車、コジェネ、ガス冷房等の天然ガス普及施策を一層拡大すべき。(合田(社)日本ガス協会副会長)
- ◆ 温暖化防止のためコジェネ・分散型電源を利用した高効率化が求められるが、コジェネの導入拡大のポイントは、熱の高効率利用とガス単価の引き下げによる事業性の向上。電力自由化後の電力単価低減によってガスのコスト競争力の喪失が懸念される。コジェネ普及促進のための需要促進型料金の設定が必要ではないか。(児玉トヨタ自動車㈱[®] エンジン・リング 部長)
- ◆ 一般家庭用コジェネは、燃料電池が普及するとともに拡大するのではないか。(児玉トヨタ自動車㈱[®] エンジン・リング 部長)

(2) 技術開発投資への影響

- ◆ 自由化による競争激化は、市場全体で長期的な技術開発やエンジニアリング意欲が削がれ、効率的なエネルギーシステムの普及が阻害されるおそれあり。競争市場下でも効率性と環境性の高い機器開発の余地を残す競争システムの構築が必要。(有本大阪ガス㈱副社長)

(3) 天然ガス上流投資の促進

- ◆ 自由化による短期契約指向により、供給不安定性が増大することへの対応という視点で考えるならば、まずは、LNG プロジェクトを増やし、供給量を増加させ、上流で競争を起こさせることが先決ではないか。備蓄の必要性は、スポット市場が成熟して来てからでも遅くはない。(有本大阪ガス㈱副社長)
- ◆ 我が国のガス供給事業者も下流の自由化に即応し、上流部門への進出により、新たな収益構造を構築する体制が必要ではないか。エネルギー政策全体の見地からも、上流部門への投資促進策と下流部門における自由化促進政策の整合性について検討が加えられるべきではないか。(坂本(財)日本エネルギー経済研究所理事長)

以上